

10月号目次

- あはき・柔整の新規申出について
- 鍼灸柔整新聞より 「厚労省ホームページ掲載での『明細書無償交付を実施する施術所一覧』に憂慮する」
- 後期高齢者の窓口負担金について
- 今月のお歌

今年も一気に寒さがやってきました。暦で言えば秋ですが、寒がりの人間にとっては、既に冬の訪れを強く感じているところですね。先週末までは街を歩く人々の服装もバラバラでしたが、今は厚手のコートに身を纏う人も見られますね。その内、あつという間に雪が降り、年を越し、春を迎えるのでしょうか。気が早すぎますが、既に春が待ち遠しい寒がり人間です。

施術管理者を変更するとき、分院開設するとき… あはき・柔整の新規申出について



- ① 現在、健康保険を取り扱っている治療院の施術管理者を、別の人間に変更する時
- ② 現在の治療院を移転する時に、同時に治療院名称や開設者を変更する時
- ③ 新たに開設した分院にて、健康保険を取扱うことになった時
- ④ 現在、健康保険を取り扱っている治療院にて、別の施術の種類（鍼灸・あん摩マッサージ・柔道整復）の健康保険を、別の施術管理者により新たに取扱うことになった時

上記いずれかに当てはまる場合、その施術管理者についての

★施術管理者研修の受講 & ★実務経験の証明

が、現在は鍼灸・あん摩マッサージ・柔道整復いずれも**必須**になっております。

ここ最近、上記のパターンにて申出をしようとしたところ、施術管理者になる方が研修を受けていないことが発覚したために申出が出来ず、結果、予定していた健康保険を取扱うまでにラグが空くことになった…というケースが続いております。必ずご確認ください。

★【実務経験期間証明書】について

柔整：柔整師免許取得後、受領委任取扱いの申出をしている施術所(*1)で2年間(*2)、柔道整復師として従事したこと

(*1 受領委任を取扱っていない整骨院は含まれない)

(*1 過去に自分が開設していた施術所でも OK)

(*2 特例により現在～令和6年3月までの新規申出では2年間(※うち、保険医療機関で従事した期間は1年まで)、令和6年4月以降の申出では3年間(※うち、保険医療機関で従事した期間は2年まで)の実務経験が求められる事になる)

(*2 実務経験期間は、複数の施術所の合計の年数で OK)

あはき：

①各免許を取得後、保健所に届出のされている施術所(*1)で1年間(*2)実務に従事したこと

(*1 保健所に届出のされていない施術所や、病院・リハビリ施設等は含まれない)

(*2 実務経験期間は、複数の施術所の合計の年数で OK)

②実務に携わった期間に関わらず、過去に施術管理者(出張専門施術者を含む。)として受領委任取扱いの申出をしたことのあるもの

…②の場合で、過去に厚生局より送付を受けた『療養費の受領委任の取扱いの承諾について』の写しがあれば、実務経験期間証明書の提出は不要

★【施術管理者研修修了証】について

【施術管理者研修】とは、現在、月に1回のペースで【東洋療法研修試験財団】および【柔道整復研修試験財団】主催で開催されている、オンライン研修です。2日間で16時間の日程で、柔整は20,000円、あはきは23,000円の受講料が必要になります。受講するには事前にオンライン予約が必要で、基本的に受講日の2ヶ月～5ヶ月前に期間限定で受付が始まります。希望する日程の直前に受講予約は出来ません。

また、施術管理者研修修了証の発行自体は、研修の開催日からおよそ10日～2週間後に送付されてきます。もし受講してすぐに厚生局へ受領委任取扱いの申出をしたいと思っても、修了証が届くまでには時間がかかりますので、その旨ご注意ください。

厚労省ホームページ掲載での 「明細書無償交付を実施する施術所一覧」に憂慮する

Q

柔整療養費の明細書を無償交付する施術所の情報が厚労省のホームページに掲載されました。都道府県単位での一覧になっていますが、個人情報保護法等の見地から問題があるのではないのでしょうか。

A

『柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項』及び『柔道整復師の施術に係る療養費についての諸通知』に基づき、明細書無償交付の実施施術所に係る届出書の提出があった施術所が厚労省のホームページ上で公表されています。

これは柔整療養費検討専門委員会での検討結果を踏まえて実施されたものであり、この運用自体を否定するものではありません。各施術者団体は会員に対し地方厚生(支)局に明細書発行体制加算を算定する旨の届出後に、きちんと算定できるかどうかの確認ができる情報としてこの一覧表を活用し、会員への周知をすることになります。

しかし、今回掲載されている情報を確認すれば、①施術所名、②登録記号番号、③住所、④電話番号、⑤施術管理者名が分かることから、都道府県単位でいとも簡単に施術所に係る情報が得られ、整骨院に関係する団体等（療養費請求代行団体、レセコン業者、ホームページ作成業者等）に営業のためのツールとして活用されるのは間違いないと危惧します。明細書発行体制加算が算定できる施術所に係るこれらの情報は、本来は療養費の支給決定にあたり保険者に提供する目的で作成されたものでしょう。そうすると、③住所、④電話番号の情報は本当に必要なものでしょうか。

今回公開されたデータは、これから明細書発行体制加算を算定しようという施術所ですので、

- 療養費を取り扱っている施術所であること
- 無償で明細書を発行しようとして表明しているので比較的優良な施術管理者であるといえること
- 登録記号番号欄で「協定」か「契約」かが一目で分かること

から、従来まで明確には把握できなかった「行政や保険者の言い分に理解を示した優良施術所の施術管理者」かどうかや、協定団体が個人契約かさえ一目瞭然なのです。

これは柔整師の施術者団体にとってはありがたい一覧に違いありませんが、施術者を食い物にしたい業者にとってもありがたい情報源となってしまうかねません。

後期高齢者の窓口負担金について



前回の北極星（7月号）や事務所たよりでもお伝えしておりましたとおり、**令和4年10月1日より、後期高齢者の窓口負担金が**、一般の『1割負担』の方、または現役並所得のある『3割負担』の方の2種類だったのが、『2割負担』の方が増えて**合計3種類**になっています。

令和4年10月1日から、現役並所得のある3割負担の方を除き、一定以上の所得のある後期高齢者の方は窓口負担が『2割負担』になります。現在1割負担だった方が2割負担の対象に判定されるには、世帯収入なども関わってくるため、患者さんがお持ちになる保険証（後期高齢者医療被保険者証）を確認しないとわかりません。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和4年9月30日
交付年月日	令和4年7月1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	後期 太郎
性別	男
生年月日	昭和7年7月7日
被保険者開始年月日	平成20年4月1日
有効期限	平成20年4月1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに被保険者の名称及び印	39011000 北海道後期高齢者医療広域連合

厚労省の通知によると、今後は、後期高齢者のうち**70%が1割負担、20%が2割負担、10%が3割負担**程度の割合になるようです。治療院によって患者さんの傾向は違いますが、国全体としてはそのような割合と見込まれているようですので、参考にしてください。

療養費支給申請書に記載する負担割合の誤りは、もちろん保険者より不備返戻として戻ってきてしまいます。9月までは1割負担だった常連の患者さんが、2割負担に変わっている可能性も十分にあり得ますので、**令和4年10月1日以降に来院された後期高齢者の患者さんは、必ず保険証を確認してください。**

また、実際に療養費支給申請書および総括票には、2割負担の方はどのように記載すればよいのかにつきましては、**今回同封しております別紙を必ずご確認くださいませよう、お願いいたします。**



…… 第13支部 室蘭市
西江 須美先生より

- コロナ中で 外出などもままならず 装うことなく 3年過ぎる
- 少しずつ 外出時間をやりくりし おしゃれ楽しみ 心華やぐ



北極星 次号は、**1月発行予定**です。
よろしくお願いたします。